

学校安全教育全体計画

1 安全教育の意義

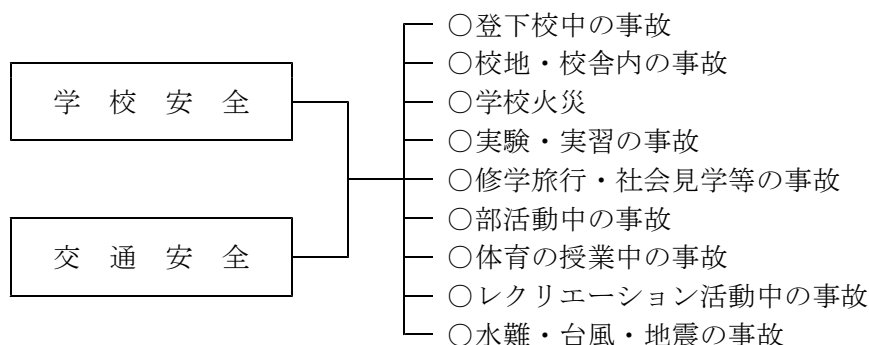
安全教育は、日常生活における安全のために必要な事柄を実践的に理解させ、自他の生命を尊重し、安全な生活を営むことができる態度や能力を養うことを目標とする。そのためには、次のような態度や能力を養うことが大切である。

- (1) 日常生活における事故災害の現状、原因及び安全行動の仕方について理解を深めさせ、安全に行動できるようにする。
- (2) 日常生活のいろいろな危険について理解させ、常に的確な判断の下に安全に行動できるようにする。
- (3) 自他の生命を尊重し、学校や地域・社会の安全に進んで協力し実践できるようにする。

2 本年度の重点目標

- (1) 全職員・全生徒の学校安全についての意識の高揚を図る。
- (2) 組織的な活動の定着を図る。
- (3) 定期的「安全点検日」を設定し、点検活動を行う。

3 学校安全の対象領域



4 学校保健・安全委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・保健主事・安全主任・環境整備主任・養護教諭で構成する。

5 内容

- (1) 安全教育
 - ①安全学習：各教科、道徳等を通して安全に対する知識、技能や道徳的实践力を養う。
 - ②安全指導：特別活動や教育相談等を通して安全に対する態度や行動、実践意欲を養う。
- (2) 安全管理
 - ①対物管理：学校の設備の点検や改善等を通して、学校運営上の安全を確保する。
 - ②対人管理：日々の健康観察や救急処置体制の整備、生活上の生徒の安全管理を行う。

6 安全点検の実施方法

- (1) 毎月1回、各職員が分担して、チェックシートを活用して点検し修繕が必要な場合は修繕箇所の状態・場所等を記入する。点検後は、安全主任がまとめて教頭に点検簿を提出する。
- (2) 点検場所は清掃分担区域とする。
 - ① 各教室、トイレ、各棟の玄関、ろうか、消火器等
 - ② 特別教室（第1理科室、第2理科室、第3理科室、保健室、図書室、美術室、技術室、家庭科室、視聴覚室、コンピューター室、少人数教室（数学、英語）、第1音楽室、第2音楽室）
 - ③ 運動場、体育館、柔剣道場、校舎周辺、校門周辺、分別場、保健室、職員室、事務室、湯茶室、校長室

7 安全点検計画

(1) ねらい

学校生活・学校環境等の危険な状況の有無を点検し、生徒が安全な生活ができるようにする。

(2) 時期

- ① 日常点検：毎日の授業中、清掃時間等
- ② 定期点検：毎月1日（休日時は繰り下げて行う）
- ③ 臨時点検：臨時に必要時に実施（台風等、自然災害時には教頭の指示のもと分担して行う）

(3) 領域及び内容

領域	点検内容	備考	安全管理担当者
心身の安全	①健康観察 ②情緒の観察	○身体の状況について ○内面的な心の悩み	①・②担任
行動の安全	①登下校 ②学習 ③部活動 ④作業 ⑤当番活動 ⑥携帯品 ⑦休憩時間・放課後	○登下校時の道のりの状況について ○学習時の諸器具の使い方について ○施設器具の使い方、活動時間、場所等 ○作業器具の使い方、作業方法等 ○清掃、給食時間の行動、用具の使い方 ○危険なものの所持等 ○校内・校舎内の行動の状況	①保護者・学級担任 ②教科担任 ③部活動顧問 ④教科担任 ⑤学級担任 ⑥全職員 ⑦全職員
環境の安全点検	①校地 ②校地外周 ③運動場 ④運動場内の固定施設 ⑤プール ⑥体育館 ⑦校舎 ⑧教室 ⑨特別教室 ⑩放送室 ⑪校長室・事務室 ⑫保健室 ⑬給食準備室 ⑭ゴミ置き場 ⑮水飲み場 ⑯トイレ ⑰消火器具 ⑱配電盤・回路 ⑲各部活動場所	○施設と施設との間、校門、通路、排水溝等の状態や危険物について ○外周部の木が倒れていないか、危険物が置かれていないか等 ○グラウンドの状態や危険物 ○固定施設の状態や周囲の危険物 ○施設等の状態や危険物、薬品の安全管理、水の保健衛生的管理 ○備品、掲示物、戸締り、配電盤警報機の安全管理 ○校舎の外側の状態（亀裂、地盤沈下） 屋上・屋根の危険物 ○備品、掲示物、窓、ベランダの手すりの安全管理 ○施設の安全管理、教科特有の備品、薬品と危険物の管理や保管状態、安全管理 ○機材の安全管理 ○施設等の管理、重要書類等の管理 ○薬品の整備保管 ○食品の保管、火気等の安全対策 ○周囲の整備、火気に対する対策 ○設備の状態、排水の状態 ○便器、戸、排水、清掃の状態 ○消火器の定数、定位置 ○安全器は適切か、回路に異常はないか ○活動場所、備品、用具の破損状況	①各場所の清掃指導担当者 ②教頭 ③体育主任 ④体育主任 ⑤体育主任 ⑥体育主任 ⑦教頭 ⑧学級担任 ⑨各教科主任 ⑩放送委員担当教師 ⑪校長 ⑫養護教諭 ⑬給食主任 ⑭清掃指導担当教師 ⑮各学年主任 ⑯清掃指導担当教師 ⑰学校安全主任 ⑱教頭 ⑲各部顧問・部生徒

(4) 事後処理

① 方法

ア 危険物 ⇒ 撤去 イ 修理及び取り替え ウ 使用禁止 ⇒ 改善まで
エ 立ち入り禁止 ⇒ 改善まで オ 掲示活動 ⇒ 注意指示等

② 危険箇所・施設の状態の処置

ア 簡単なものは、点検者が処置する。

イ 上記以外のものは教頭及び安全担当に報告し、その指示により専門技術者に処置してもらう。

(5) 点検表の配布・提出（流れ）

① 配布：安全主任 → 点検者

② 提出：点検者 → 安全主任 → 教頭 → 校長

8 学校安全教育の全体構想

